



広報

FUKAURA

ふかうら

No.361

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

沿道美化清掃の

中止について

4月18日（土）実施予定として
いましたが、3月30日現在青森県
内でも8人の新型コロナウイルス
感染者が確認されました。

つきましては、新型コロナウイルス
感染拡大防止対策として、今
年度は町民による清掃活動を中
止し、業者委託により実施する事
としましたので、ご理解ご協力よ
ろしくお願いいたします。

〓町民課より〓



固定資産課税台帳の縦覧 及び閲覧を実施します

町では、行政の一層の透明化、
固定資産税評価及び課税の一層
の適正化のため、令和2年度固定
資産課税台帳の縦覧及び閲覧を
次の日程で行います。

自分の所有している土地・建物
の評価を知る良い機会です。特に
前年不動産を売買された方や、家
を新築又は増築された方などは、
縦覧及び閲覧するようお勧めし
ます。

◆縦覧期間

4月1日（水）～6月1日（月）

※土・日・祭日を除く

◆閲覧期間

4月1日（水）から1年間

◆縦覧及び閲覧時間

8時15分～17時

◆縦覧及び閲覧場所

税務課、岩崎支所、大戸瀬支所

◆縦覧とは

町に固定資産税を納めている
人、または納めている人からの委
任状持参の方が土地の所在・地

目・地籍・価格及び家屋の所在・
家屋番号・種類・構造・床面積・
価格を他の土地や家屋と比較し
て見ることが出来る制度です。

◆閲覧とは

町に固定資産税を納めている
人、または納めている人からの委
任状持参の方が自分の土地及び
家屋の評価額等を見ることがで
きる制度です。

◆お願い

家屋等を取り壊した場合は、必
ず家屋滅失（取壊し）申告書を提
出してくださるようお願いしま
す。家屋滅失（取壊し）申告書は
税務課及び各支所にありますの
で、お気軽にご相談ください。

□問合せ先

税務課 固定資産係
Tel 74-2114



町民の資格取得を支援 します

町民の能力向上の推進及び就業環境の改善による地元定着を図ることを目的に、仕事や就職に役立つ資格または免許等の取得費用の一部を補助します。

◆補助率及び補助限度額

・資格取得に要した経費（講習会等の受講料、受験料、登録料等）の支出額の合計額の2分の1相当額（1,000円未満端数切捨て）

・上限10万円

◆対象資格等

仕事や収縮に役立つ資格や免許。ただし、普通自動車免許、大型自動車免許、普通自動車二輪免許、大型自動車二輪免許及び原動機付き自転車免許を除く。

※該当資格等は町ホームページをご覧ください。

◆補助対象者

他の類似の補助金等（教育訓練給付金等を除く）の交付を受けていない深浦町内に住所を有する

65歳未満の方

◆補助金申請時期

当該資格取年度の末日まで

詳しくは、問合せいただくか、町ホームページをご覧ください。

□問合せ先

総合戦略課 地域政策係

TEL 74-2122

民間賃貸住宅入居者を 支援します

深浦町への定住の促進による人口減少の抑制と地域活性化を目的に、若者等世帯（新婚夫婦、子育て者）が、民間住宅を賃貸して入居する費用の一部を補助します。

◆補助率及び補助限度額

【新婚夫婦の場合】

・家賃から住宅手当を減額した額の2分の1相当額（1,000円未満端数切捨て）

・上限1万5千円

【子育て者】

・家賃から住宅手当を減額した額の2分の1相当額（1,000円

未満端数切捨て）

・上限2万5千円

※補助金の交付対象期間は補助開始月から60か月を限度とする。

◆若者等世帯とは

世帯の代表者またはその配偶者が45歳未満であつて、次のいずれかに該当する方の世帯

①婚姻後5年以内の新婚夫婦

②18歳以下の子どもを扶養し、その子どもと同居する方

◆民間賃貸住宅とは

住宅の所有者等との間で賃貸借契約を締結し居住するための住宅。ただし、次に掲げる住宅を除く。

①公営住宅等の公的賃貸住宅

②社宅、寮等の事業主から貸与を受けた住宅

③夫婦の3親等以内の親族が所有する住宅

◆補助対象者

4月1日以降に世帯全員が賃貸借契約を締結した民間賃貸住宅に入居、住所を有しており、5年以上当該町に居住する意思があること。

◆補助金支払方法

上期（4月～9月）及び下期（10月～3月）の2回に分けてまとめて指定口座へ振込予定

詳しくは、問合せいただくか、町ホームページをご覧ください。

□問合せ先

総合戦略課 地域政策係

TEL 74-2122



令和2年度 献血日程について

当町における献血バスの運行予定についてお知らせします。詳細なスケジュールについては詳細確定後に改めて広報お知らせ版等でお知らせします。

◆献血バス巡回予定日

- ・1回目：7月22日（水）
- ・2回目：11月20日（金）

※他市町村との日程調整により変更となる場合がございます。

◆複数回献血をするための間隔について

複数回献血を行う場合、献血後に一定の期間をあける必要があります、その期間は性別によって異なります。

- ・男性：12週間後の同じ曜日から可能
- ・女性：16週間後の同じ曜日から可能

◆県内献血ルームのご案内

献血は献血ルームでも行うことができます。献血ルームでの献血の際は事前に電話予約を行います。

てください（前日17時まで）。

・青森血液センター

TEL 0120-649-489

青森市長島1-3-1

日本赤十字社青森県支部4階

・弘前血液センター

TEL 0120-768-489

弘前市大字駅前町8-1

大町タウンビル2階

・各献血ルーム受付時間

- 9時30分～12時30分
- 13時45分～17時

◆新型コロナウイルス感染症による影響について

新型コロナウイルスの感染拡大によって一時的に献血協力者が減少し、医療機関への血液の安定供給が困難な状況となっております（現在解消済み）。

血液の有効期間は短く長期間保存することができません。血液在庫量を安定的に維持するために継続的な献血へのご協力をお願いいたします。

□問合せ先

健康推進課

TEL 82-0288

令和2年度手話奉仕員 養成講座について

令和2年度より手話奉仕員養成講座を西北五圏域で、実施することになりましたので受講生を募集します。

聴覚障害者の生活や福祉制度について理解と認識を深め、日常生活に必要な手話を習得します。

手話奉仕員養成講座には、入門課程と基礎課程の2種類があります。

◎入門課程（初心者向け）

◆日時

5月12日～10月20日

毎週火曜日 19時～20時30分

◆場所

つがる市生涯学習

交流センター「松の館」

◆対象

聴覚障害者との交流を希望し、

手話を学びたい方

◆内容

手話実技・講義・交流

◆受講料

無料

※テキスト代3,000円（税別）は受講者の実費負担となります。

◎基礎課程

◆日時

4月24日～11月6日

毎週金曜日 19時～20時30分

◆場所

五所川原市中央公民館

◆対象

入門課程修了者または手話検定4級以上の方

◆内容

手話実技・講義・交流

□問合せ先

福祉課 福祉ふれあい係

TEL 74-2117



成人男性の風しん抗体検査等の助成を行っています！

令和元年度から、特に抗体保有率が低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象として、風しんの追加的対策を行っています。

風しんは、感染力が強い感染症で飛まつ感染によって人から人へと感染します。妊娠中の女性が感染すると、子どもが先天性風しん症候群を発症した状態で生まれてくる可能性があります。

自らの身だけではなく周囲の妊婦の方や子どもを守るためにも、クーポンが届いた方は抗体検査を受けましょう。

◆クーポン券について

・対象者：昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性

※対象の方にはすでに発送済みです。届いていない、紛失してしまったなどの場合は健康推進課までご連絡ください。

※深浦町へ転入してきた方は、前居住地から発行されているクーポン券を使用することができません。3月以降に転入し、クーポン券が届いていない方は健康推進課までご連絡ください。

◆実施内容について

クーポン券を用いることで風しんの抗体検査を無料で受けることができます。また、抗体検査の結果、抗体価が基準値以下だった方は麻疹風しん混合ワクチンによる予防接種の対象となります。

◆実施機関について

健康推進課が毎年実施している特定健診・がん検診の各会場でも抗体検査を受けられます。

また、全国ほとんどの医療機関で抗体検査及び予防接種を受けられます。予め医療機関へ電話確認等を行ったうえで受診してください。詳しくはURLページ内から確認できます。

『厚生労働省ホームページ「風しんの追加的対策について」』
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/rubella/index_00001.html

◆持参するもの

- ①当町から発行されたクーポン券
- ②本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）
- ③風しん抗体検査結果書類（予防接種時のみ）

□問合せ先

健康推進課
 TEL 82-0288

自動車税種別割の口座振替について

県では、自動車税種別割の口座振替の申込みを受け付けています。

令和2年度分から口座振替を希望される方は納税者本人の通帳と預金届出印を持参のうえ4

月30日までに、取扱金融機関または地域県民局県税部にお申込みください。（すでに口座振替を申し込まれている方でも、自動車の買換えやナンバー変更により申込内容が変更となった場合は再度申込みが必要です。）

また、これまで口座振替後に送付していただきました口座振替済通知書及び自動車税種別割納税証明書について、令和2年4月以降振替分から送付を行わないこととなりました。

車検更新の際は、運輸支局等において自動車税種別割の納付確認を電子的に行うことができますため、自動車税種別割納税証明書の提示が省略できるようになっています。（ただし、振替直後の車検更新には納税証明書が必要となる場合があります。）

◆県ホームページ

http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/012_kouzaiindex.html

□問合せ先

西北地域県民局県税部
 納税管理課
 TEL 0173-34-2111

健やか協力隊員養成研 修について

青森県医師会健やか力推進センターでは、「健やか協力隊員養成研修」を開催します。研修では、健康づくりの知識だけでなく、体組成計など健康測定機器の取り扱いについての知識を習得することができます。

※「健やか協力隊員」は青森県の健康づくりリーダーです。研修受講後は各地の健康イベントに協力していただくことがあります。

◆日時・会場

- ・ 4月28日(火) 9時～12時
八戸市水産会館
- ・ 5月15日(金) 9時～12時
弘前大学創立50周年記念会館
- ・ 5月19日(火) 9時～12時
アピオあおもり

◆受講料

無料

◆申込方法

開催日の2週間前までに、氏名・年齢・勤務先・住所・電話番号をFAXまたはメールで健や

か力推進センターへ申込みください。

□問合せ先

青森県医師会

健やか力推進センター

Tel 017-763-5590

Fax 017-763-5591

Email

Aomed-sukoyaka@cirous.ocn.ne.jp

風しん抗体検査及び風しん予防接種の費用を 助成します！

町では、妊婦への風しん感染を防ぎ、先天性風しん症候群の発生を予防するために、風しん抗体検査及び風しん予防接種の費用を助成します。

◆助成対象者

深浦町に住所がある方で次のいずれかに該当する方（風しん予防接種を既に2回以上受けたことがある方または風しんにかかったことが明らかである方、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性は対象となりません。昭和37年4月2日から昭和54年4月1日まで

の間に生まれた男性は「風しんの追加的対策」の対象となりますので、送付されているクーポン券を利用ください。）

① 妊娠を希望している方

② 妊婦の同居者（妊婦が抗体検査でHI抗体価32倍以上またはEIA価8・OIU/ml以上の確認ができた場合は対象となりません。）

③ 妊娠を希望している方の同居者（妊娠を希望している方が抗体検査でHI抗体価32倍以上またはEIA価8・OIU/ml以上の確認ができた場合は対象となりません。）

◆助成期間

4月1日～令和3年3月31日

◆受け方

- ① 健康推進課窓口で申請書を記入
- ② 町指定医療機関（深浦診療所）で風しん抗体検査を受ける（過去に受けた抗体検査によって風しん抗体価が既に分かっている場合は不要）
- ③ 風しん抗体価が基準値以下の時のみ風しん予防接種を受ける

※町指定医療機関で受けた場合のみ助成となりますので、自己負担はありません。

◆持参するもの

・ 印鑑

・ 健康保険証

・ 妊婦または妊娠を希望する方の抗体検査結果の写し（妊婦または妊娠を希望する方の同居人のみ）

□問合せ先

健康推進課

Tel 82-0288

「裁判所見学ツアー」 中止のお知らせ

5月14日(木)に開催する予定でした「裁判所見学ツアー」ですが、今般のコロナウイルス感染症対策のため、中止することになりましたのでお知らせします。

□問合せ先

青森地方裁判所事務局

総務課 庶務係

Tel 017-722-5421

令和2年度予防接種のお知らせ

予防接種を受けて、大切なお子さんを様々な感染症から守るとともに、感染症の流行を防ぎましょう。接種する際は、予診票、母子健康手帳、健康保険証を必ずご持参ください。

【予防接種一覧】

ワクチンの種類	対象期間	標準的な接種期間	接種回数
1歳までに接種しておきたい予防接種			
H i b : ヒブ 初回	生後2か月～5歳未満	生後2～7か月未満	3回 27日以上の間隔 標準間隔27～56日 ※接種開始年齢により回数が異なる
小児用肺炎球菌 初回	生後2か月～5歳未満	生後2～7か月未満	3回 27日以上の間隔 ※接種開始年齢により回数が異なる
四種混合 I期初回	生後3～90か月未満	生後3～12か月未満	3回 20日以上の間隔 標準間隔20～56日
B C G	1歳未満	生後5～8か月未満	1回
B型肝炎	1歳未満	生後2～9か月未満	3回 2回目:1回目接種から27日以上 3回目:1回目接種から139日以上
1歳になったら接種する予防接種			
麻しん風しん混合I期	生後12～24か月未満		1回
H i b : ヒブ 追加	生後2か月～5歳未満 (I期初回接種後7か月以上)	初回接種後7～13か月後	1回
小児用肺炎球菌 追加	生後2か月～5歳未満 (生後12か月以降)	初回接種後60日以上あけて1歳以上1歳3か月未満	1回
四種混合 I期追加	生後3～90か月未満 (I期初回接種後6か月以上)	I期初回接種後12～18か月後	1回
水痘	1歳以上3歳未満	1歳以上1歳3か月未満	2回 3か月以上の間隔 標準間隔6～12か月
3歳になったら接種する予防接種			
日本脳炎※ I期初回	生後6～90か月未満	3歳	2回 6日以上の間隔 標準間隔6～28日
4歳になったら接種する予防接種			
日本脳炎※ I期追加	生後6～90か月未満 (I期初回接種後6か月以上)	4歳 (I期初回接種後1年後)	1回
保育園の年長児になったら接種する予防接種			
麻しん風しん混合II期	小学校入学前の1年間(保育園の年長児)		1回
小学生で接種する予防接種			
日本脳炎※ II期	9～13歳未満	小学4年生	1回
二種混合	11～13歳未満	小学6年生	1回
中学生で接種可能な予防接種 ※2 現在積極的な接種勧奨を行っていません。			
HPV(サーバリックス)	小学6年生～高校1年生	中学1年生	2回
HPV(ガーダシル)			3回

※日本脳炎は、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方がいます。その方々は、特例の対象として接種できますので、対象となるか必ず健康推進課へ問合せください。

【指定医療機関】

※電話等で必ず予約してください。

指定医療機関	電話番号	曜日	時間	備考
深浦診療所	0173 82-0337			診察日は接種可能です。日時の指定はありません。※予約の際に日時を確認してください
あじがさわクリニック (鱒ヶ沢町)	0173 72-5200	月～金	8:00～11:30、15:00～18:30	予約は1週間前まで ※不定休
		土	8:00～11:30、15:00～16:30	
七ツ石内科 (鱒ヶ沢町)	0173 72-2879	月～水、 金、土	8:30～13:00、14:30～18:00	事前予約必要
こどもクリニックおとも (五所川原市)	0173 39-2151			インターネット予約（予約日が接種可能日となります。）ホームページをご覧ください。 予約サイト http://www.otomo-clinic.net
ねもとクリニック (能代市)	0185 52-8777	月、火、木、金	9:00～10:30、14:30～16:30	第3日曜は午前可 予約は1週間前まで
		水、土	9:00～10:30	
石川こどもクリニック (能代市)	0185 52-8558	月、水、金	9:00～11:00、14:30～16:30	予約は1週間前まで
		木	9:00～11:00	

□問合せ先 健康推進課 TEL 82-0288

子宮頸がん・乳がん個別検査を集団健診に先駆けてスタートします

子宮頸がん個別検診、乳がん個別検診を4月からスタートします。

検診種別	対象年齢	検査内容	検診費
子宮頸がん個別検診	令和2年度に20歳以上で偶数歳	細胞診	無料
乳がん個別検診	令和2年度に40歳代～50歳代で偶数歳	マンモグラフィ 2方向	
	令和2年度に60歳以上で偶数歳	マンモグラフィ 1方向	

※令和2年度に奇数歳で、昨年度受診していない方も対象です。

《受診までの流れ》

健康推進課に電話、メールまたは窓口で受診申込する。

※氏名、住所、生年月日、電話番号、希望する検診をお伝えください。

↓

郵送により「受診券」が交付されます。

↓

本人が希望する委託医療機関に電話で受診予約する。

※「受診券」と一緒に委託医療機関の一覧表を送ります。

↓

予約日に「受診券」「健康保険証」等を持参して受診する。

□問合せ先

健康推進課

TEL 82-0288

E-mail

[Fukaura_health01@town.f](mailto:Fukaura_health01@town.fukaura.lg.jp)

[ukaura.lg.jp](http://fukaura.lg.jp)

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 地方税における猶予制度があります

徴収の猶予

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、徴収の猶予制度がありますので、深浦町税務課にご相談ください。（徴収の猶予：地方税法第15条）

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）ご本人またはご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

（ケース3）事業を廃止し、または休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、深浦町税務課にご相談ください（申請による換価の猶予：地方税法第15条の6）。

□問合せ先 税務課 TEL 74-2114(直通)

新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『ごみの捨て方』に沿って、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせませす。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばって封をしましょう。



②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりしばります。



③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

- 『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。



環境省



環境省公式HP

深浦消防署・岩崎分署・深浦町消防団 令和2年

春の火災予防運動

令和2年4月13日（月）～4月19日（日）

【統一標語】

「ひとつずつ いいね！で確認 火の用心」

県下一斉に「ひとつずつ いいね！で確認 火の用心」を統一標語に春の火災予防運動が実施されます。春は風が強く空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季です。日頃から防火に心がけ尊い生命と貴重な財産を火災から守りましょう。

☆消防車両等による春の火災予防パレードを実施します！

日時・・・4月12日（日） 午前9時～

住宅用火災警報器をつけましょう！

住宅用火災警報器は、火災の煙などを感知し、音声や警報音が鳴り火災の早期発見に大変有効です。

＜設置義務のある場所は次のとおりです＞

- ①すべての寝室が対象（子ども部屋などでも、就寝に使用する部屋は設置）
- ②2階以上に寝室が有る場合は階段の上部

※義務はありませんが、居間や台所への設置もおすすめします。

＜取り付け位置は次のとおりです＞

〈天井の場合〉

▼通常の壁面からの取付位置

火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。



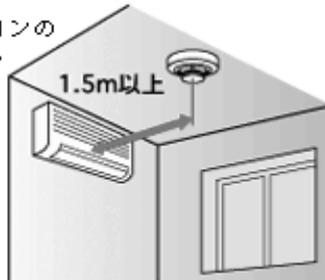
▼梁などがある場合の取付位置

火災警報器の中心を梁から60cm以上離します。



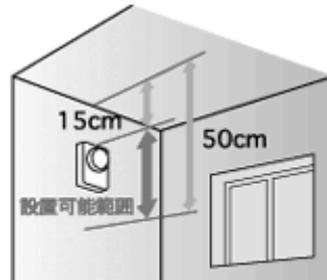
▼エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置

換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。



〈壁面の場合〉

天井から15～50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。



《お問合せは深浦消暑または、岩崎分署 予防係まで》
深浦消防署 TEL 74-2994 岩崎分署 TEL 77-2119